

最高価申込者となられた方へ

志木市役所に係る公売財産についての売却決定・買受代金の納付日時及び権利移転に必要な手続き等は、次のとおりです。ご承知ください。

1 売却決定の日時・場所

- (1) 日時 平成29年8月7日(月) 午後2時00分
- (2) 場所 ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上

2 売却決定の手続き

- (1) 平成29年8月7日(月)午後2時01分以降、売却決定がされたことを電話等にてご確認ください(午後2時01分から2時30分頃の間にお問い合わせください)。
- (2) 売却決定がされたことを確認後、買受代金を納付してください。
納付いただく買受代金は、入札された金額から保証金を差し引いた額_____円ですので、次のいずれかの方法で納付してください。

イ 志木市役所にお越しいただき納付する場合

- (a) 現金
- (b) 小切手(金融機関が振り出したもの又は金融機関の支払保証のあるもの)で納付

ロ お近くの金融機関からご送金いただく場合

振込先(金融機関名) 埼玉りそな銀行 志木支店
(種類) 普通預金
(口座番号) 3653119
(預金者名) 志木市会計管理者

【ご注意】

買受代金の納付期限（平成29年8月14日（月）午後2時30分）までに買受代金の全額の納付が確認できない場合は、売却決定を取消します。この場合、本日納付された公売保証金は返還いたしませんのでご注意ください。

3 売却決定通知書の送付について

買受代金の納付確認後、市役所から「売却決定通知書」を発行いたします。

4 権利移転のための手続

権利移転手続きのため、次の書類等をご提出ください。なお、いずれもコピー等ではなく、原本をご提出ください。

- (1) 住所証明書（個人は住民票抄本、法人は商業登記簿謄本又は資格証明書）
- (2) 登録免許税分の収入印紙又は納付された際の領収証書
- (3) 固定資産評価証明書（買受代金の納付確認後、市役所から送付する「売却決定通知書」をさいたま地方法務局志木出張所に持参し「評価証明交付依頼書」を発行してもらいます。「評価証明交付依頼書」を志木市役所課税課（2階）窓口へご提示ください）
- (4) 郵便切手 392円分×1回分（登記完了証の郵送料です）

5 登記済証の送付について

権利移転手続（嘱託登記）が終了後、法務局が発行する「登記識別情報通知」を送付いたします。

【問い合わせ先】

志木市役所 収納管理課

徴収対策グループ

〒353-0002 志木市中宗岡1-1-1

TEL：048-473-1111 内線 2244